

名取市墓地公園使用者募集要項

名取市墓地公園（所在地：名取市小塚原字中島2番地の1）の一般墓地区画及び芝生墓地区画の空き区画について、墓地使用者を募集します。

空いている区画の中から希望区画をお申込みいただき、随時区画を決定していきます。

1 募集区画

区分	種別（間口×奥行）		使用料（市内）	使用料（市外）	管理料
一般墓地	A	4.0 m ² （1.6m×2.5m）	56万円	67万2千円	年間6,000円
	B	3.0 m ² （1.5m×2.0m）	45万円	54万円	
	C	1.5 m ² （1.0m×1.5m）	25万円	30万円	
芝生墓地	G	1.0 m ² （1.0m×1.0m）	20万円	24万円	年間8,000円

※D区画について、すべての区画に申請がありましたので、現在、受付をしていません。

※募集区画の位置図については、別紙「区画図」をご覧ください。

なお、「区画図」は定期的に更新いたしますが、最新の状況につきましては、名取市クリーン対策課へお問い合わせください。

※墓地の概要については、「名取市墓地公園のご案内」をご覧ください。

※墓地種別ごと、設置できる施設や寸法の制限がございます。詳細な設置基準については「墓地の設備基準と区画の大きさ」をご覧ください。

2 申込資格等

祭祀を主宰すべき者又は自己のために使用する者であって、かつ、申請時点で1年以上名取市内に住所を有しているもの。

ただし、当面の間、1年未満居住の名取市民及び市外の方についてもお申込みを受け付けます。（申し込み状況などを踏まえ、受付を中止とする場合がございます。）

※市民墓地は1世帯につき1区画のみの使用となります。既に市民墓地を使用している世帯は申請できません。

3 受付期間・受付場所

(1) 受付期間 市役所開庁日の午前8時30分～午後5時まで

(2) 受付場所 名取市役所5階（北側） クリーン対策課

※郵送での申請は受け付けておりません。

4 提出書類

(1) 一般墓地・芝生墓地 使用許可申請書

※空いている区画の中から希望する区画をお選びいただけます。

申請前に必ず現地をご確認ください。ご希望の区画に既に他の申請者がいる場合もございますので、複数区画候補を選定いただくことをお薦めします。

(2) 住民票の写し（原本）

※**世帯全員分** かつ **本籍・続柄があるもの** を取得願います。

※原発避難者特例法により名取市に避難している場合「届出避難場所証明書」も提出願います。

5 申請後のスケジュール

資格審査等	申請から2日程度
「区画決定通知」および「使用料納入書」送付	申請日の翌週
使用料納入期限	申請日の翌々週
「使用許可証」および「管理料納入書（月割）」送付	申請日から4週間程度

- ※ 使用料は市が発行した納入書を使い、指定金融機関での一括納付となります。期限までに納入がない場合、区画決定を無効とする場合があります。
- ※ 金融機関窓口でお支払いいただいた日から、クリーン対策課で納入が確認できるまで、1週間ほどかかる場合がありますので、早期納付にご協力願います。
- ※ 使用許可証を受け取った日から使用できます。また管理料もその月から発生します。使用許可日については相談してください。
- ※ 墓石の工事を行うには一時使用許可が必要ですが、申請から承認まで数日かかる場合がありますので工期の設定にはご注意ください。

6 注意事項

- ・墓地、埋葬等に関する法律、名取市墓地公園条例、同施行規則及び別途市が定める基準等をよくお読みいただき、ご理解いただいたうえで申請願います。
- ・募集区画は、区画当選者の辞退や使用者の返還により随時変化しますが、申請後の墓地区画の変更はできません。申請される前には、現地の下見を行われるなど、十分にご検討をお願いいたします。
- ・使用料及び管理料を納入した後に、申請を取り下げることできません。また、使用決定がなされた墓地区画の変更もできません。
- ・納入いただいた使用料や管理料は、原則、返還できません。
- ・墓碑等を建設するまでの期間の制限はありません。
- ・名取市墓地公園でお貸しする墓地区画は、全て代々引き継いでお使いいただく墓地です。万が一、墓地を引き継ぐ方がいなくなった場合には、予め墓石等を撤去していただき、従前の状態に戻したうえで、区画を返還の手続きをお取りいただくこととなります。
- ・納骨時には、埋火葬許可証又は改葬許可証が必要です。特に改葬の場合、現に焼骨が埋蔵されている場所の自治体や墓地管理者等と事前に調整のうえ、お申込み下さい。

7 問い合わせ先

名取市生活経済部クリーン対策課 環境衛生係 TEL 022-724-7160